

令和 7 年 4 月
京田辺市建設部開発指導課

京田辺市建築物耐震改修促進計画の計画期間の延長について

京田辺市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）」に基づく『京田辺市建築物耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っております。

本市における耐震改修促進計画を改定するにあたり、京都府が定める「京都府耐震改修促進計画」の内容を踏まえたうえで検討する必要がありますが、令和 7 年度に、京都府耐震改修促進計画が改定される予定ですので、令和 8 年度に本市の『京田辺市建築物耐震改修促進計画』を改定し、公表する予定です。

そのため、令和 7 年度までとしている本市の計画期間を 1 年延長し、令和 8 年度までとします。

【計画期間の延長】

現行の計画期間：平成 30 年度～令和 7 年度

変更後の計画期間：平成 30 年度～令和 8 年度